

福岡県公報

平成三十一年三月一日
第四千七十二号
増刊
①

目次

条 例 (第一号一第十八号)

○福岡県職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	四
○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(国際局国際政策課)	四
○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例	(高年齢者地域包括ケア推進課)	四
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(児童家庭課)	四
○福岡県立粕屋新光園を福岡県こども療育センター新光園とすることに伴う関係条例の整理に関する条例	(障がい福祉課)	五
○福岡県部落差別の解消の推進に関する条例 (人権・同和対策局調整課)		五
○福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	(農山漁村振興課)	七
○福岡県土地収用法関係手数料条例の一部を改正する条例 (用地課)		七
○福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課)		八
○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (建築指導課)		九
○附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例 (公園街路課)		九
○福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁総務企画課)		九

の一部を改正する条例

(教育庁教職員課) ……十

○福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁財務課) ……十

○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例

(教育庁社会教育課) ……十

○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課) ……一三

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課) ……一四

○福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

(警察本部子ども・女性安全対策課) ……一四

公布された条例のあらまし

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課) ……一四

1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定による労働基準法の一部改正の趣旨並びに福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成三十年九月十九日付けの給与等に関する報告に鑑み、本県職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部国際局国際政策課)

1 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部を上毛町が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成三十一年六月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課) ……一四

1 介護保険法に基づき厚生労働大臣の登録を受けた介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成機関が、試験問題作成事務に係る受託単価を改定することに伴い、当該試験に係る手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部児童家庭課)

1 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の制定による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県立粕屋新光園を福岡県こども療育センター新光園とすることに伴う関係条例の整理に関する条例

(福祉労働部障がい福祉課)

1 平成三十一年十月一日から、福岡県立粕屋新光園を福岡県こども療育センター新光園とすることに伴い、関係条例の規定を整理することとした。

2 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。

◇福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

(福祉労働部人権・同和対策局調整課)

1 現在もなお部落差別が存在すること及び情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律が制定されたことに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

(農林水産部農山漁村振興課)

1 土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定による土地改良法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県土地収用法関係手数料条例の一部を改正する条例

(県土整備部用地課)

1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定により、新たに設けられた地域福利増進事業に係る裁定の申請及び特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例に係る裁定の申請に対する手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成三十一年六月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 建築基準法の一部を改正する法律の制定に伴い、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における許可の申請に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、別表五六の項及び七一の項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

1 建築基準法の一部を改正する法律の制定に伴い、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和に関する規定を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二十六条の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 屋外広告物法第二十八条の規定に基づき、屋外広告物に係る条例の制定及び改廃に関する事務を景観行政団体である古賀市が処理することを可能とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定め

る日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁総務企画課)

1 今後の社会の変化を見据え、学校教育及び社会教育における新たな課題に対応していくため、福岡県立学校教育振興計画審議会及び福岡県社会教育委員の会議を統合し、新たに福岡県教育振興審議会を設置すること並びに所期の目的を達した福岡県学校給食審議会を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年七月七日から施行することとした。ただし、第一条の改正規定中別表教育委員会の部福岡県学校給食審議会の項を削る部分は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁財務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成三十年九月十九日付けの給与に関する報告に鑑み、本県公立学校職員の教員特殊業務手当の額の改定を行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例

(教育庁社会教育課)

1 地方自治法の規定により、福岡県が設置する公の施設の管理を指定管理者に行わせることとするに当たり、指定の手続その他の必要な事項を条例で定めることとした。

2 一 この条例は、平成三十二年四月一日から施行することとした。ただし、次項の規定は、公布の日から施行することとした。

二 この条例による改正後の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第二百二十五条の三第一項、第三百十一条の三第一項及び第三百三十三條の四第一項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に必要となる行為、この条例による改正後の福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例第二条の規定による利用料金の設定に関して必要な行為その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 本県警察職員が休職から復職し、又は育児休業から職務に復帰しやすい環境を整備するため、本県警察職員の定員外措置に関する規定を設けることとした。また、本県警察の一般職員については、刻々と変化する治安情勢及び多様な社会のニーズに的確に対応することが求められているとともに、その個性及び能力が十分に発揮できるようにする必要があるため、その名称をふさわしいものに改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 銃器等以外の凶器が使用されている犯罪現場における犯罪捜査の作業の特殊性に鑑み、本県警察職員の特殊勤務手当の見直しを行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

(警察本部子ども・女性安全対策課)

1 近年の多様化した暴力的不良行為等に的確に対応するため、当該暴力的不良行為等を規制するとともに、暴力的不良行為等の規制の強化を図るため、罰則の規定を改正するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、平成三十一年六月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。
- 三 関係条例の一部を改正することとした。

条 例

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第一号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第九条の二」を「第九条、第九条の三」に改め、「規定するもののほか、」の下に「正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項及び」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の二の項中「豊前市」を「豊前市 上毛町」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。
（処分、申請等に関する経過措置）

2 施行日前に旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に関する事務の処理については、なお従前の例による。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表一六七の項中「八、六〇〇円」を「九、七〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第五号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に規定する」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改める。

第六十条第一項第九号及び第七十八条第一項第八号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改める。

附則第七条中「(昭和二十四年法律第四百十七号)」を削る。

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

福岡県立粕屋新光園を福岡県こども療育センター新光園とすることに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五号

福岡県立粕屋新光園を福岡県こども療育センター新光園とすることに伴う関係条例の整理に関する条例

(福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号、第十二条第一項各号及び第二十二条第一項の表中「県立粕屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二口の表備考中「福岡新光園等」を「こども療育センター新光園等」に改める。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表児童福祉施設及び児童相談所の項中「県立粕屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

(福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例の一部改正)

第四条 福岡県立粕屋新光園使用料及び手数料条例(昭和二十九年福岡県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県こども療育センター新光園使用料及び手数料条例

第一条中「福岡県立粕屋新光園」を「福岡県こども療育センター新光園」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六号

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例(平成七年福岡県条例第三十七号)の全部を改正する。

目次

第一章 部落差別の解消の推進(第一条―第七条)

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止(第八条―第十三条)

第三章 雑則(第十四条・第十五条)

附則

第一章 部落差別の解消の推進

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成二十八年法律第九号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであ

るとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第四条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第五条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第六条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第七条 知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第八条 県は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由とし

てなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(県の責務)

第九条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力して必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査（以下「調査」という。）を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第十一条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第十二条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第十三条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨

を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

第三章 雑則

(解釈及び運用)

第十四条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七号

福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福岡県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和五十二年福岡県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「第五十三条の十三」を「第五十三条の十五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県土地収用法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第八号

福岡県土地収用法関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県土地収用法関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県土地収用法関係手数料条例

第一条中「及び土地収用法」を「土地収用法」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「第二百二十五条第二項」の下に「及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第四十四条」を加え、「土地収用法関係」を「土地収用等関係」に改める。

別表一の項及び二の項中「法」を「土地収用法」に改め、同表三の項中「法第十八条(法)」を「土地収用法第十八条(同法)」に改め、同表四の項中「法第三十九条第一項(法)」を「土地収用法第三十九条第一項(同法)」に改め、同表五の項中「法第九十四条第二項(法)」を「土地収用法第九十四条第二項(同法)」に、「法第九十九条第一項」を「同法第九十九条第一項」に、「三の項」を「前項」に改め、同表六の項中「法第九十六条(法)」を「土地収用法第九十六条(同法)」に改め、同表七の項中「他の法律」を「土地収用法以外の法律」に、「七の項」を「次項」に、「四の項」を「五の項」に改め、同表八の項中「第五十七条の五」の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二百八十五条」を加え、「同法第二十八条第三項」を「都市計画法第二十八条第三項」に改め、二の次に次のように加える。

ホ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第一項別表八の項中「四の項」を「五の項」に改め、同表に次のように加える。

九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第一項の規定による土地収用法第九十九条第一項の規定による土地等使用権の存続期間の延長の裁定の申請に対する事務	二七、〇〇〇円
ロ 損失の補償金が見積額が十万円を超え百万円以下の場合	二七、〇〇〇円に損失の補償金の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二、七〇〇円を加えた金額
ハ 損失の補償金が見積額が百万円を超え五百万円以下の場合	七五、六〇〇円に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達する

<p>一〇 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十七条第一項及び同法第三十七条第一項の規定による収用又は使用の裁定の申請に対する事務</p>	<p>ニ 損失の補償金の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合</p> <p>ホ 損失の補償金の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合</p> <p>ヘ 損失の補償金の見積額が一億円を超える場合</p>	<p>ごとに三、四〇〇円を加えた金額</p> <p>二二一、六〇〇円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達することにより三、五〇〇円を加えた金額</p> <p>二六四、一〇〇円に損失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達することにより四、八〇〇円を加えた金額</p> <p>三六〇、一〇〇円</p>
--	--	---

別表備考中「起業者」の下に「(土地収用法第八条第一項に規定する者をいう。)」を加え、「法第二条又は法」を「土地収用法第二条又は同法」に改め、「使用のために」の下に「同法の規定に基づき」を加え、「法第九十四条第二項」を「同法第九十四条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

2 福岡県領収証紙条例(昭和三十一年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二十五号中「福岡県土地収用法関係手数料条例」を「福岡県土地収用等関係手数料条例」に改める。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第九号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表五の項及び六の項から一一の二の項までの規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表一九の二の項中「第五十三條第四項」の下に「又は第五項」を加え、同表二〇の項中「第五十三條第五項第三号」を「第五十三條第六項第三号」に改め、同表二八の二の項中「第六十七條の三第三項第二号」を「第六十七條第三項第二号」に改め、同表四一の三の項の次に次のように加える。

<p>四一 建築基準法第八十条の二第二項において準用する同法第八十六条の八第三項の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>二以上に分けて行う用途変更の工事について認定を受けた全体計画の変更認定申請手数料</p>	<p>一件につき 二七、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>
<p>四一 建築基準法第八十条の二第二項の規定により用途変更を二以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>用途変更を二以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画の認定申請手数料</p>	<p>一件につき 二七、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>
<p>四一 建築基準法第八十条の三第五項の規定による建築物の用途変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>使用期間が一年以内の用途変更許可申請手数料</p>	<p>一 申請された建築物の使用期間が一月以内 一件につき 六〇、〇〇〇円 二 申請された建築物の使用期間が一月を超えると 一件につき 一一〇、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>
<p>四一 建築基準法第八十条の三第六項の規定による建築物の用途変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>使用期間が一年を超える用途変更許可申請手数料</p>	<p>一件につき 一六〇、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>

別表五六の項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同表七一の項中「第百十五條第一項」を「第百十六條第一項」に改める。

附則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、別表五六の項及び七一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十号

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡県建築基準法施行条例（昭和四十六年福岡県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（自動車修理工場の構造）」に改め、同条中「自動車車庫（床面積の合計が五十平方メートル以下のものを除く。）又は自動車修理工場（この条及び次条において「自動車車庫等」という。）」を「自動車修理工場」に、「自動車車庫等」を「自動車修理工場」に改める。

第十八条の見出しを「（自動車修理工場の防火区画）」に改め、同条中「自動車車庫等」を「自動車修理工場」に改め、「及び第十三項」及び「車庫部分又は」を削る。

第二十五条の第三号中「すみ切り」を「隅切り」に改め、同条第四号中「縦断勾配」を「縦断勾配」に改める。

第二十六条の見出しを「（仮設建築物等に対する制限の緩和）」に改め、同条中「仮設建築物」の下に「及び法第八十七条の第三項又は第六項の規定に基づき許可を受けた建築物」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県条例第十一号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「太宰府市」の下に、「古賀市」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表四三の項下欄中「太宰府市」の下に、「古賀市」を加える。

附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十二号

附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

第一条 附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部福岡県学校給食審議会の項及び福岡県県立学校教育振興計画審

福岡県知事 小川 洋

議会の項を削り、同部に次のように加える。

福岡県教育振興審議会

学校教育及び社会教育の振興その他の重要事項について調査審議すること

(福岡県社会教育委員に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県社会教育委員に関する条例(昭和二十四年福岡県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二十五人」を「十人以内」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月七日から施行する。ただし、第一条の改正規定中別表教育委員会の部福岡県学校給食審議会の項を削る部分は、平成三十一年四月一日から施行する。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十三号

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、五二三人」を「五、四六〇人」に、「四六五人」を「四六〇人」に、「二三〇人」を「二三四人」に、「六、二一八人」を「六、一五四人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、八二八人」を「一、八四〇人」に、「一、九三二人」を「一、九三四人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部

を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一四、一四三人」を「一四、四四三人」に、「六八七人」を「六八八人」に、「二一七人」を「二二一人」に、「七五八人」を「七七二人」に、「一五、八〇五人」を「一六、一二四人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二〇五人」を「二〇二人」に、「二一九人」を「二一六人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十四号

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第五号中「三千六百円」を「二千七百円」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十五号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

（の一部を次のように改正する。）

目次中「第三百三十三條の四」を「第三百三十三條の九」に改める。

第十八條の二第一項及び第十八條の四中「以下」の下に「この款中」を加える。

第十八條の六中「この條例の施行」を「施設」に改める。

第二百二十五條の次に次の五條を加える。

（指定管理者による管理）

第二百二十五條の二 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治

法第二百四十四條の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定する者（以下この節中「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 センターの利用の許可に関する業務

二 センターの施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 前項の場合において、第四條第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と、第六條第一号中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手續）

第二百二十五條の三 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者として、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有し

ているものであること。

四 その他教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（秘密保持義務）

第二百二十五條の四 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下この款中「従事者」という。）は、個人情報情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に關し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（協議）

第二百二十五條の五 この條例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

（教育委員会規則への委任）

第二百二十五條の六 この條例に定めるもののほか、センターに關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（指定管理者による管理）

第二百三十一條の次に次の五條を加える。

（指定管理者による管理）

第二百三十一條の二 青年の家の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四十四條の二第三項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

一 青年の家の利用の許可に関する業務

二 青年の家の施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 前項の場合において、第四條第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定の手續）

第二百三十一條の三 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から青年の家の設置の目的を最も効果的に達成することができる者として、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、青年の家を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、青年の家の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他教育委員会が青年の家の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第百三十一条の四 指定管理者及び青年の家の業務に従事している者（以下この款中

「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、青年の家の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第百三十一条の五 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

(教育委員会規則への委任)

第百三十一条の六 この条例に定めるもののほか、青年の家に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第三章第二節第五款中第百三十三条の四を第百三十三条の九とし、第百三十三条の三を第百三十三条の八とし、第百三十三条の二の次に次の五条を加える。

(指定管理者による管理)

第百三十三条の三 少年自然の家の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

一 少年自然の家の利用の許可に関する業務

二 少年自然の家の施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 前項の場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の手續)

第百三十三条の四 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から少年自然の家の設置の目的を最も効果的に達成することができる者として、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、少年自然の家を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、少年自然の家の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他教育委員会が少年自然の家の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第百三十三条の五 指定管理者及び少年自然の家の業務に従事している者（以下この

款中「従事者」という。）は、個人情報情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、少年自然の家の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第百三十三条の六 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

(教育委員会規則への委任)

第百三十三条の七 この条例に定めるもののほか、少年自然の家に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第百三十六条中「及び管理運営に必要な事項は、」を「に關し必要な事項にあつては知事又は委員会が、公の施設の管理運営に關し必要な事項にあつては」に改める。

(福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部改正)

第二条 福岡県立社会教育総合センター使用料条例(昭和五十八年福岡県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例

第一条中「使用料」を「利用料金」に改める。

第二条を次のように改める。

(利用料金)

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)第百二十五条の三第二項の規定により、教育委員会が指定した指定管理者は、

この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収

入として収受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、研修室等を利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

別表中「使用料」を削る。

別表備考中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、「使用料の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第百二十五条の三第一項、第百三十一条の三第一項及び第百三十三条の四第一項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に關して必要な行為、この条例による改正後の福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例第二条の規定による利用料金の設定に關して必要な行為その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

3 福岡県領収証紙条例(昭和三十九年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「三一 福岡県立社会教育総合センター使用料条例(昭和五十八年福岡県条例第二十四号)第二条第一項の使用料」を「三一 削除」に改める。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十六号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「一般職員」を「警察行政職員（警察官以外の職員をいう。）」に改める。

付則中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 職員が休職から復職し、又は育児休業から職務に復帰した場合において、職員の数が第六条に規定する定員を超えるときは、その定員を超える員数の職員は、その復職又は復帰の日から一年を超えない期間に限り、定員外とする。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十七号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「銃器等犯罪捜査」を「凶器犯罪捜査（銃器等以外の凶器に関する犯罪捜査にあつては、当該凶器が使用されている犯罪現場における犯罪捜査に限る。）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十八号

福岡県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

福岡県迷惑行為防止条例（昭和三十九年福岡県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「卑わいな行為」を「卑わいな行為等」に改め、同条第一項第一号中「衣服」の下に「その他の身に着ける物（以下この条において「衣服等」という。）」を加え、同条第二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 衣服等を透かして見ることができ機能有する写真機等の当該機能を用いて、衣服等で隠されている他人の身体又は他人が着用している下着の映像を見、又は撮影をすること。

第六条第三項第一号中「公衆便所、公衆浴場、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆」を「住居、便所、浴場、更衣室その他人」に改める。

第七条の二中「第十一条第七項」を「第十一条第八項」に改める。

第八条中「まで」の下に「及び第五号（電子メールの送信等（同条第二項に規定する電子メールの送信等をいう。第五号において同じ。）に係る部分に限る。）」を加え、同条第一号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号中「電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他の電気通信を用いた方法（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信を用いて通信文その他の情報を通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示させることで相互に連絡することができる方法（入出力装置を含む。）の映像面に表示させることで相互に連絡することができる方法（入出力装置を含む。）により送信する」を「電子メールの送信等をする」に改め、同条第八号中「又はその性的羞恥心を害する文書、画像その他の物を送付し」を「その性的羞恥心を害する文書、画像、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する

ことができないう方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改める。

第十一条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「又は第六条から第八条まで」を「、第七条又は第七条の二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第六条又は第八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

常習として前条第一項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条の二第一項中「第十一条第一項、第三項、第四項」を「第十一条第二項、第四項、第五項」に、「第五項又は第六項」を「第六項又は第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 (福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

福岡県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十四年福岡県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号ト中「第十一条第一項若しくは第三項から第六項まで(第四項)を」
 第十一条第二項若しくは第四項から第七項まで(第五項)に、「第十二条第二項若し

くは第三項」を「第十二条第三項若しくは第四項」に改める。